

## 平成30年度私立学校被災生徒等就学支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、道内に私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校（全日制課程に限る。）、専修学校又は各種学校を設置している者（以下「私立学校等設置者」という。）が東日本大震災被災者のために行う授業料等軽減事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、東日本大震災に起因する経済的理由により就学困難となった幼児、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）の教育機会の確保と保護者負担の軽減を図ることを目的とする。

### (補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、私立学校等設置者とする。

### (補助金の交付の対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、私立学校等設置者が、第1号ア又はイのいずれかに該当し、かつ、第2号に該当する生徒等に対し、授業料、その他納付金（学則に定める毎月又は毎年納付すべきこととされている実験実習料、施設拡充費その他施設設備の拡充・維持のための納付金をいう。以下同じ。）

（以下「授業料等」という。）及び入学料の軽減を行う事業とする。

- (1) 生徒等の保護者が、次のいずれかの要件に該当する東日本大震災による被災者であること。
  - ア 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律40号）第2条第3項に定める特定被災区域において被災した者
  - イ 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い避難した者のうち、警戒区域又は計画的避難区域に居住していた者、若しくは、緊急時避難準備区域又は屋内退避指示が出ていた区域（今後同種の指示がある場合は、その区域を含む。）の住民であって、市町村の判断により避難した者
- (2) 生徒等の保護者が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税の所得割額と市町村民税の所得割額とを合算した額が85,500円未満であること（当該保護者と同様の収入状況にあると認められる保護者を含む。）。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象とする経費は、私立学校等設置者が軽減した授業料等の額及び入学料の額とする。ただし、次の補助金等が支給される場合は、授業料等の額及び入学料の額から当該支給額を控除した額とする。

- (1) 幼稚園就園奨励費補助金及び被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金（被災幼児就園支援事業）
- (2) 高等学校等就学支援金
- (3) 北海道私立高等学校等学び直し支援金

(補助率及び補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び専修学校（高等課程）

第5条で定める補助対象経費と次のア及びイの額（第5条(1)又は(2)の補助金等が支給されている場合は、私立学校等設置者が軽減した授業料等及び入学料から当該支給額を控除する。）の合計とを比較していずれか少ない方の金額に補助率10分の10を乗じて得た額以内とする。ただし、補助金の額は、事業実施年度の前年度における各学校種毎の授業料、入学料、施設整備費等の平均額の合計（各学校種毎の授業料、入学料、施設整備費等の全国平均額を上回る場合は、全国平均額）を上限とする。

ア 授業料等

私立学校等設置者が軽減した授業料等の額と別表に定める生徒等一人当たり上限額から算出した額とを比較していずれか少ない方の額に軽減した月数を乗じた額

イ 入学料

私立学校等設置者が軽減した入学料の額

(2) 専修学校（高等課程以外）及び各種学校

第5条で定める補助対象経費に対し補助率3分の2を乗じて得た額以内とする。

(補助事業の実施期間)

第7条 この補助事業において対象とする授業料等は、平成30年4月分から平成31年3月分までとし、入学料については、当該年度に入学した生徒等の入学料を対象とする。

なお、補助事業の対象となることができる事由が年度の途中で発生又は消滅したときの授業料等は、次の各号の定めるところにより認定しなければならない。

(1) 年度途中において、授業料等を軽減すべき事由が生じたときは、その事実が発生した日の属する月から開始する。

(2) 年度途中において、授業料等を軽減すべき事由が消滅したときは、その事実が消滅した日の属する月までとする。

(私立学校等設置者の徴する書類)

第8条 私立学校等設置者は、第4条の生徒等の認定に当たっては、次に定める証明書類により審査しなければならない。

(1) 第4条第1号アについては、市（区）町村長が発行する被災証明書、罹災証明書、その他東日本大震災によって被災したことが確認できる書類

(2) 第4条第1号イについては、市（区）町村長が発行する被災証明書、その他東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い避難したことが確認できる書類

(3) 第4条第2号については、収入状況が確認できる書類

(授業料等軽減に関する規程)

第9条 補助事業を行う私立学校等設置者は、授業料等軽減事業に関する規程を制定しなければならない。

(交付申請)

第10条 私立学校等設置者は、補助金の交付を受けようとするときは、「北海道補助金等交付規則の運用について」（昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達）第3条関係の1の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（総務第1号様式（平成25年北海道告示第10329-8号で定める告示様式。以下総務部様式について同じ。））に、次の各号に掲げる書類を添付の上、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（総務第2号様式）
- (2) 補助金等交付申請額算出調書（総務第6号様式）
- (3) 経費の配分調書（総務第7号様式）
- (4) 事業予算書（総務第8号様式）
- (5) 資金収支計画書（総務第19号様式）
- (6) 補助金等交付申請額算出調書内訳書（別記第1号様式）
- (7) 私立学校被災生徒等就学支援補助金該当者一覧表（別記第2号様式）

（交付の条件）

第11条 補助事業者は補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）」第1号様式に定める交付の条件のほか、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業者は、補助金の交付決定後において補助事業の内容を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助対象事業に係る経理を明らかにする諸帳簿を整備しなければならない。
- (3) 前項の諸帳簿及び証拠書類は、補助金を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助金の交付を受けた私立学校等設置者は、補助事業が完了したとき（事業の廃止の承認を受けたことを含む。）は、速やかに補助事業等実績報告書（総務第16号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付の上、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（総務第2号様式）
- (2) 補助金等精算書（総務第17号様式）
- (3) 事業精算書（総務第18号様式）
- (4) 補助金実績額内訳書（別記第1号様式）
- (5) 私立学校被災生徒等就学支援補助金該当者一覧表（別記第2号様式）

附 則

（経過措置）

平成26年4月1日前から引き続き幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校及び各種学校に在学する生徒等が、平成26年度現在の教育課程を修了するまでの間は、第4条第2号及び第6条の規定については、「平成25年度私立学校被災生徒等就学支援補助金交付要綱」の規定を適用するものとする。

別表（第6条第1号関係）

区分	一人当たり上限額
1 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校及び中学校の生徒等	月10,000円
2 高等学校及び専修学校（高等課程）の生徒のうち、その保護者が、地方税法上の規定による道府県民税の所得割額と市町村民税の所得割額とを合算した額が非課税である生徒	月6,500円
3 2に該当しない高等学校及び専修学校（高等課程）の生徒	月7,000円